

2025年12月10日

株主各位

大阪市北区梅田三丁目1番3号
伊藤忠商事株式会社
代表取締役社長 COO 石井 敬太

株式分割に関する基準日設定について

当社は、2025年11月5日開催の当社取締役会において、2026年1月1日付をもって当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2025年12月31日(水曜日)と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年1月1日付をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を現行の30億株から150億株に変更することをあわせて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年2月上旬にお届出ご住所にお送りする予定です。
2. 2026年1月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されます。
3. (1) 住所変更、改姓など、単元未満株式の買取請求または買増請求などの各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

<特別口座管理機関>

東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031(フリーダイヤル)
受付時間 9:00~17:00(土日休日を除く)